

自然公園を活用した誘客促進補助金に係る Q&A

島根県環境生活部自然環境課

Q1. 別表の対象事業は、複数の事業をまとめて事業計画書を提出することは可能か。

A1. 可能です。例えば、モニターツアーの催行と二次交通の導入の取組を一緒に企画提案いただくことなどが可能です。

Q2. 補助事業の交付額の下限は設定されるのか。

A2. 補助金交付額の下限は設定していません。

Q3. 満喫プロジェクトを推進する地域協議会とはなにか。

A3. 県内の国立公園において、しまねの自然公園満喫プロジェクトを推進している4つの地域協議会を指します。

- ・(一社) 隠岐ジオパーク推進機構
- ・国立公園満喫プロジェクト島根半島東部協議会
- ・満喫プロジェクト島根半島西部協議会
- ・三瓶山広域ツーリズム振興協議会

Q4. 高額な備品購入費であっても対象となるのか。

A4. 事業のために必要不可欠で、かつ、次年度以降も事業目的を達成するために継続的に使用する等、自然公園等の活用や保全の目的を継続し、達成するために知事が必要と認めるものは対象となります。

ただし、汎用性が高く、高額な備品の購入が経費の大部分を占める場合等は、対象外となります。

また、補助金交付要綱第15条の規定に基づき、補助事業の期間終了後も含めて目的外使用の禁止等の制限がかかります。

Q5. 事業の繰越はできるのか。

A5. 繰越はできません。単年度の事業として交付決定のあった年度の3月末までに完了する範囲で事業計画を策定し、申請をお願いします。

Q6. 国立公園、国定公園、県立自然公園、中国自然歩道の区域内のみの取組でないと補助対象にならないか。

A6. 国立公園、国定公園、県立自然公園、中国自然歩道内で実施する取組を必須とし、連携して取組を進めることによって、自然公園等の誘客効果を高める取組については、区域外で実施する事業も含めて補助対象とします。

Q7. 国、県、地元市町村との連携とは具体的にどのようなことか。

A7. 一例として市町村や観光協会などと情報共有しながら事業を行うことや、地元で実施されているイベント等への参加、地元消防署や警察署と連携して、万が一の災害や事故に備えるための体制整備などがあります。

Q8. ツアーやイベントのために実施する利用施設の整備経費は対象となるか。

A8. 施設や設備、備品整備を主とするものは対象外ですが、事業目的の達成のために知事が特に必要と認める場合は、対象となる場合があります。

Q9. 他の補助事業との併用は可能なのか。

A9. 国、県が実施する他の補助事業との併用はできません。また、県の財源が充てられている（一社）隠岐ジオパーク推進機構、石見観光振興協議会などの旅行商品造成等を目的とした補助事業との併用もできません。

Q10. 補助金の補助裏に市町村の単独事業・補助金を充当してもよいか。

A10. 市町村の単独事業・補助金であれば充当することは可能です。

Q11. 1つの団体と、その団体に所属している法人が別々に申請することは可能か。

A11. 可能です。ただし、事業計画の内容に重複がないことが必要であり、類似の案件は、審査にあたり採択の優先順位が下がる可能性があります。

Q12. 既存事業の拡大や既存商品の改良でも対象となるか。

A12. 既存商品の磨き上げや販路の拡大などは対象になります。補助対象事業の内容は補助金交付要綱第2条別表を確認ください。

Q13. 事業の事前着手は認められるか。

A13. 募集期間中に交付決定前着手承認申請書を提出し知事に承認されれば、事前着手は可能です。ただし、事前着手の承認は、補助金交付を内定するものではないことを了承していただく必要があります。

Q14. 「事前の着手」とは、何をもって「着手」とするのか。

A14. 物品の購入や契約行為等を行うことをもって、着手とします。ただし、契約準備等で金銭が発生した場合は、その期間も含みます。

Q15. 既に支出した費用は補助の対象となるか。

A15. 原則として、既に支出した費用は補助金の交付対象とはなりません。ただし、募集期間中に交付決定前着手承認申請書を提出し、知事に承認された場合は、交付決定前であっても承認以降に支出した費用を補助対象とすることが可能です。詳細は、募集案内6（4）「交付決定前の事前着手」を確認して下さい。

Q16. 交付申請前にした契約は、補助の対象となるか。

A16. 対象外です。ただし、交付決定前着手承認申請書を提出し承認されている場合は、承認を受けている範囲で行われた契約行為等は対象とすることが可能です。